



令和7年度 都立農芸高等学校施設開放事業について

本校は、令和7年度都立学校開放事業として、グラウンドとテニスコートの開放を実施します。利用を希望される団体は、手続きが必要になります。

1 都立学校施設開放事業について

年間教育計画や行事予定、部活動等に支障がない限り、地域住民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するため、また開かれた学校づくりのために都立学校の施設を開放しています。

2 開放内容

(1)グラウンド

少年サッカー、少年野球等での利用に限りです。1コマ4時間単位。本校生徒の部活動計画外の日で予定していますが、計画変更時は本校優先となります。令和7年度は14日(28コマ)開放予定です。

(2)テニスコート

1面のみ。1コマ4時間単位。本校生徒の部活動計画外の日で予定していますが、計画変更時は本校優先となります。令和7年度は44日(88コマ)を開放予定です。



3 申請から利用まで

(1)団体登録手続き(新規及び更新)

団体登録申請受付(令和7年2月28日まで。)

学校開放事業運営委員会審査後、「都立学校施設使用団体登録証」を発行します。

※テニスコート希望で令和6年度(登録番号の先頭が6の方)に団体登録をされている場合、今年度は団体登録せずに使用申し込みが可能です。お手元の「都立学校施設使用団体登録証」をご確認ください。

(2)施設使用許可手続き

①グラウンド

団体登録後グラウンド開放日程をご連絡いたしますので、「都立学校開放施設使用申込書」に利用希望日を記入のうえ提出してください。(提出締切等は団体登録手続き後、別途ご連絡します。)

②テニスコート

団体登録後テニスコート開放日程をご連絡いたしますので、「都立学校開放施設使用申込書」に利用希望日を記入のうえ提出してください。(提出締切等は団体登録手続き後、別途ご連絡します。)



4 団体登録の要件

- (1)主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体。
- (2)指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体。
- (3)アマチュア活動を目的としている団体。
- (4)営利を目的としない団体。
- (5)団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体。
- (6)その他学校開放事業運営委員会が定める条件を満たす団体。

5 利用条件

- (1)管理指導員を1名選出し、使用の都度「管理指導日誌」を作成し、提出できること。
- (2)近隣住民等に迷惑となるような行為(時間外使用、路上駐車等)を行わないこと。
- (3)他の利用団体と協調して施設利用、維持ができること。

6 団体登録の手続き

- (1)受付期間 令和7年2月28日(金)まで(郵送の場合2月28日消印有効)
- (2)登録方法 Logoフォームを利用したオンライン申請、又は郵送か持参により提出。
- (3)提出書類 「都立学校施設使用団体登録申請書」及び「登録団体構成表」。